

日光市若者活動応援事業の補助対象経費について

<参考資料 1> 補助対象となるものの詳細例

区分	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
①事業内容	・地域の活性化、魅力向上、まちづくりおよび課題解決につながる活動 ※2③の「交流の場を創出する活動」については、市民等を参加対象としたもの	・地域の活性化、魅力向上、まちづくりおよび課題解決につながる活動でないもの ・特定の個人または団体のみが利益を受ける活動 ※2③の「交流の場を創出する活動」については、一部の市民や事業関係者のみを参加対象としたもの
②報償費	・講師への謝金（領収書、講師等名簿が必要）	・申請団体の構成員が講師となる場合の謝金
③旅費	・外部講師との打ち合わせ時の公共交通機関の運賃代（事業実施担当者または代表者に限る）	・宿泊費（原則）、懇親会などの親睦を目的とした費用
④消耗品費	・事業のために必要不可欠な消耗品	・申請団体の財産形成につながる備品購入費用
⑤食糧費	・講師の飲食代	・イベントの一般参加者の飲食代 ・イベントの主催者およびスタッフの飲食代
⑥印刷製本費	・イベント等の開催に参加を呼びかけるチラシ等の印刷代 ・活動記録の保存のための印刷製本費	
⑦通信運搬費	・事業の実施に係る切手代	
⑧手数料	・費用などの振込手数料	
⑨保険料	・事業の実施に係る保険料	
⑩使用料	・事業実施の際に使用するバスの有料道路使用料、駐車代	
⑪借上料	・機材、会場、バス等の借上料	
⑫その他	・その他事業実施に必要な経費で市長が認めるもの ※補助対象経費に該当するか不明なもの、お気軽にお問い合わせください	・個人に配布する参加品、記念品 ・施設の入場料、パスポート券等 ・申請団体が支払うべき分担金、負担金、補助金、貸付償還金 ・政治的または宗教的な事業に対する経費 ・他の補助の対象となっている事業

お問い合わせ先：日光市地域振興課 市民協働推進係（TEL：21-5147）